

令和6年度第2回摂津市地域福祉計画推進協議会

要点録

開催日時	令和7年3月19日（水） 午前10時00分～午前11時00分
開催場所	摂津市役所 新館 7階 講堂
出席者 （委員）	松木委員（会長）、下村委員、渡邊委員、橋本委員、森山委員、平田委員、井川委員、望田委員、中井委員、久保田委員、橋爪委員、浅岡委員、市川委員
欠席者	榎谷委員（副会長）、橋本委員、樋野委員、北岡委員、木下委員
事務局	谷内田部長、由井次長、西村課長、長田課長代理、上野係長、三野主査
オブザーバー	
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業について</li> <li>2. 次期摂津市地域福祉計画策定について</li> <li>3. その他</li> </ol>
資料	<p>資料1 重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業について （令和6年度及び令和7年度の取組）</p> <p>資料2 次期摂津市地域福祉計画策定について</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
会長	議題1「重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業について」事務局よりご報告いただく。
事務局	<p><b>1. 重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業について</b></p> <p>*重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業について、<b>資料1</b>に沿ってご説明 重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業について、ご審議いただくようお願いする。</p>
会長	事務局からの説明について皆様からご質問・ご意見等を問う。
委員	6ページの「アウトリーチを通じた継続的支援」とは、支援が届いていない人に支援を届けるための取組とのことであるが、支援が届いていない人とはどのような人を想定しているか。
事務局	社会とのつながりが少なく、自身で支援を求める声を上げられない方や、今後課題が顕在化する可能性があり予防的アプローチが必要な方などを想定している。
会長	<p>地域には、自身で SOS を出せない方も一定数いると想定されるので、アウトリーチの取組は非常に有効であると考えます。</p> <p>その他、今の説明に関連のあること、別の観点からのご質問やご意見等を問う。</p>
委員	6ページの「対人支援において今後求められるアプローチ」において、「個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。」と記載しているが、ここでいう自律的とはどのような意味があるか。
事務局	重層的支援体制整備事業では、困りごとに対して福祉制度や公的サービスを通じて直接的に支援するとともに、地域での居場所や社会との関わりを持ちながら、本人が自律的に生き方を選択する事を尊重し、支援する体制を目指している。
委員	重層的支援体制整備事業に係る予算については、基本的には国から交付金を受けられるのか。また、事業内のどのような経費が交付対象となっているのか。

事務局	<p>重層的支援体制整備事業は、原則、国が 1/2、大阪府が 1/4、市が 1/4 を負担することとなっている。</p> <p>重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業では、保健福祉課に配置する調整役を担う職員及び社協に配置するコミュニティソーシャルワーカーの人件費が交付対象となっている。</p>
委員	<p>3 ページの「参加支援」についてですが、地域によっては自治会がないところもあるが、そのような地域ではどのように取組みを進めていくのか。</p>
事務局	<p>「参加支援」については、自治会だけでなく、地域の様々な団体との関わりや地域福祉活動への参加などを通じて、社会とのつながりをつくるための支援を行うものであり、本人のニーズを把握の上、地域の様々な社会資源とのマッチングを行う。</p>
委員	<p>ワンストップ型の相談窓口を設けている自治体もあると聞かすが、摂津市においては、そのような窓口を設置しないのか。</p>
事務局	<p>摂津市では、各分野における既存の相談支援機能を活かしつつ、それぞれが密に連携を図る事により、断らない相談支援体制の構築を目指している。</p>
会長	<p>近年、福祉制度が充実する一方で、制度が複雑化し、相談先が分かりづらいなどの課題があるので、関係機関同士が密に連携を図る事は非常に重要であると考える。</p>
事務局	<p><b>2. 次期地域福祉計画策定について</b></p> <p>*次期地域福祉計画策定について、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 2</span>に沿ってご説明</p> <p>現行の「第 4 期摂津市地域福祉計画」が令和 7 年度に最終年度を迎えるにあたり、令和 7 年度に「第 4 期摂津市地域福祉計画」の振り返り・評価を行うとともに、「第 5 期摂津市地域福祉計画」を策定する。</p> <p>「第 5 期摂津市地域福祉計画」の策定に伴い、令和 7 年度は地域福祉計画推進協議会を 5 回程度開催させていただく予定としていることから、委員の皆様にはご協力をお願いします。</p>
会長	<p>第 5 期摂津市地域福祉計画に係る基本的な方針やスケジュールが示されたが、事務局からの説明に対するご意見やご質問を問う。</p>

委員	<p>地域福祉計画については、各分野計画の上位計画として位置付ける計画であることから、各分野との整合性を図りながら進めていただくようお願いする。</p>
会長	<p>資料 2 ではスケジュールが示されており、令和 7 年度は当協議会を 5 回程度開催する予定であり、委員の皆様には協力いただくようお願いする。</p> <p>議案 1 と 2 についての審議は終了させていただく。その他案件として、事務局から 1 点ご報告がある。</p>
事務局	<p><b>3. その他</b></p> <p>当協議会の委員に係る委嘱期間は 3 年であり、令和 7 年 9 月末に満期を迎えるにあたり、今後、次期委員の委嘱に係るご案内をさせていただくので、ご対応いただくようお願いする。</p>